最終更新日：2015年11月25日
平和不動産株式会社
代表取締役社長　岩熊博之
問合せ先：企画総務部 03-3666-0181
証券コード：8803
http://www.heiwa-net.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置づけ、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼に応えるとともに、公正で効率的な企業経営を行うため、当社グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの強化に取組んでいます。

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示すことを目的としてコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定します。
本報告書の各条項の＜ ＞および〔 〕内の番号は、コーポレートガバナンス・コードの各原則との対応関係を示しています。

なお、コーポレートガバナンス・ガイドラインを、当社ホームページに掲載しています。
詳細は下記をご参照ください。

≪コーポレートガバナンス・ガイドライン≫
http://www.heiwa-net.co.jp/csr/governance/pdf/01.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜原則4－11－3　取締役会評価＞
当社は、毎年、取締役会の自己評価を実施し、その評価結果をもとに、改善のための議論を取締役会で行い、取締役会の実効性強化を図ります。
現時点では具体的な評価を実施しておりませんが、2016年から実施を予定しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1－4　株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針＞
当社は、中長期的な事業展開上有益であると考えられる、取引関係の強化、財務活動の円滑化、事業提携の強化等を目的として、株式の政策保有を行っています。
当社は、取締役会において、政策保有株式のリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点からの検証を行い、これを反映した主要な政策保有株式の保有目的について説明しています。
当社は、政策保有株式の議決権について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上ひいては株主価値の増大の観点からその行使について議案ごとに判断を行っています。

＜原則1－7　関連当事者間の取引＞
当社の取締役は、会社法が定める利益相反取引および競業取引を行う場合には、当社および株主共同の利益を害することがないよう事前に取締役会で審議し、承認を得ています。
また、これに該当しない関連当事者間の取引については、関連当事者の開示に関する会計基準等に基づき、当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は取締役会に報告し、開示しています。

＜原則3－1　情報開示の充実＞
(1)経営理念・経営戦略
当社は、「安心で心地良いオフィスと住まいの空間を提供し、人と街に貢献する。」という経営理念のもと、「街づくりに貢献する会社」となることを中長期のビジョンとし、その実現に向けた中長期経営計画「over the “NEXT DECADE”」を策定し、公表しています。

≪中長期経営計画「over the NEXT “DECADE”≫
http://www.heiwa-net.co.jp/ir/pdf/mediumterm/20140623.pdf

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
1．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書1．1　基本的な考え方をご参照ください。

2．コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、以下のとおりコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めています。
1）当社は、すべての株主の権利および実質的な平等性を確保し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の構築を図っています。
2）当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・企業風土の醸成に取組んでいます。
3）当社は、財務情報および非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外についても、株主・投資家の投資判断に資すると考えられる情報を積極的に開示しています。
4）当社は、取締役会が有する株主に対する受託者責任・説明責任を認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための適切なリスクテイクを支える環境の整備と収益力向上を図るため、取締役会による監督機能の実効性強化に努めています。
5）当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主・投資家との建設的な対話に積極的に取組みます。取締役会は、こうした対話を通じて株主・投資家の意見に関心を払い、経営にフィードバックするとともに、自らの経営方針を株主・投資家に対し明確に説明することにより、株主を含むステークホルダーの理解と信用を得て適切に協働することに努めています。

（3）経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続
当社は、取締役の報酬の客観性や透明性を確保するため、取締役会の下に、過半数を社外取締役とする任意の報酬委員会を設置しています。
取締役の報酬は定額の基本報酬と業績連動の賞与からなり、企業業績および中長期的な企業価値の向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系としています。
報酬委員会は、取締役の報酬等に係る基本方針、報酬等の総額、個人別の報酬等の内容を決定するとともに、取締役会が株主総会に提出する取締役の基本報酬および賞与に関する事項について、取締役会からの諮問を受け、当該事項に対する意見を取締役会に答申します。

（4）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名方針と手続
当社は、取締役および監査役の人事の客観性や透明性を確保するため、取締役会の下に、過半数を社外取締役とする任意の指名委員会を設置しています。
取締役および監査役候補の指名においては、それぞれの職務を適切に遂行することが可能な能力・見識を有し、人格に優れた人物を選定します。
指名委員会は、取締役および監査役候補の選任に関する事項について、取締役会からの諮問を受け、当該事項に対する意見を取締役会に答申します。
取締役会は、上記答申を踏まえ、監査役については監査役会の同意を得たうえで、取締役および監査役候補の選任に係る株主総会の議案の内容を決定します。

（5）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社は、取締役および監査役候補の個々の選任理由を開示します。
当社第95回定時株主総会における個々の選任理由は以下のとおりです。

≪取締役≫
岩熊博之:
同氏は、株式会社東京証券取引所の代表取締役社長を務めた経歴を持ち、経営者としての実績を有しております。2013年6月より当社の代表取締役社長に就任し、賃貸事業本部長に就任、事業推進部および開発企画部を管掌し、当社の経営を的確かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の取締役として引き続き経営に貢献することができる人物であると判断したことから、取締役候補者に選任しました。

早川孝:
同氏は、2001年6月より当社の取締役として当社の経営を行い、経営者としての実績を有しております。住宅事業部長、賃貸事業本部長および開発事業本部長等を歴任し、当社の経営を的確かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の取締役として引き続き経営に貢献することができる人物であると判断したことから、取締役候補者に選任しました。

山田和雄:
同氏は、2011年6月より当社の取締役として当社の経営を行い、経営者としての実績を有しております。財務部長および総務企画本部長を歴任、不動産ソリューション部を管掌し、当社の経営を的確かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の取締役として引き続き経営に貢献することができる人物であると判断したことから、取締役候補者に選任しました。

岩崎範郎:
同氏は、株式会社日本取引所グループの執行役および株式会社東京証券取引所の執行役員を務めた経歴を持ち、指導的立場として経営に関与した実績を有しております。2014年6月より当社の執行役員として、財務部、企画総務部および法務室を管掌し、当社の経営を的確かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当社の取締役として経営に貢献することができる人物であると判断したことから、取締役候補者に選任しました。

≪監査役≫
加藤尚人:
同氏は、財務・総務等管理全般における豊富な経験・実績を有し、監査役の職務を適切に遂行することが可能な能力・見識を有しており、当社の監査役として、当社の経営の監査に貢献することができる人物であると判断したことから、監査役候補者に選任しました。

＜補充原則4－1－1　取締役会の役割・経営陣に対する委任の範囲＞
取締役会の主要な役割は、経営理念等を確立し、戦略的な方向付けを行うことであり、経営計画や経営戦略の策定や見直しについて建設的な議論を行い、その方向性に基づき、重要な業務執行の決定を行い、その監督を行っています。
取締役会は、法令に規定する事項および取締役会規則に規定する事項（中長期経営計画の策定、重要な財産の処分等）を決議し、その他の業務執行については業務執行取締役および執行役員に委任しています。

＜原則4－8　独立社外取締役の有効な活用＞
当社は、コーポレートガバナンス・コードが要請する2名以上の独立社外取締役の選任を満たしています。
本原則は、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社が、その取組みの方針を開示するものとされており、当社は業績・規模・事業特性を総合的に勘案して必ずしも3分の1以上必要と考えておりません。

＜原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質＞
当社は、社外取締役および社外監査役の独立性・中立性を確保するため、「独立役員の独立性判断基準」を定めており、本報告書2.「経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」－1.「機関構成・組織運営等に係る事項」－【独立役員関係】－「その他独立役員に関する事項」に記載しております。

＜補充原則4－11－1　取締役会等の構成、バランス、多様性および規模に関する考え方＞
取締役会は、定款に定める員数である 10 名以内とし、そのうち2名以上の独立社外取締役を選任しています。
取締役の選任に当たっては、性別を問わず、豊富な経験や知識などに基づき、当社の経営等に対し適切な意見を述べていただけることを重視しています。

＜補充原則4－11－2　取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任＞
当社は、取締役および監査役の他の上場会社の役員との兼任について、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力の確保の観点から、兼任の数を合理的な範囲にとどめるものとしています。
当社は、取締役および監査役の他の上場会社の役員との兼任状況を開示しています。

＜補充原則4－14－2　取締役および監査役の研鑽、研修、トレーニングの方針＞
当社は、社外取締役および社外監査役の就任時に、当社の業務に関する理解の向上を目的として、経営戦略や事業の内容・状況について説明を行うほか、就任後も要望に応じて実施しています。

当社は、取締役および監査役に対し、それぞれが求められる役割と責務に関する理解の向上を目的として、経営者や監査役としての素養や必要な知識を習得するための外部研修を適宜受講できるよう、費用面も含めて支援する体制としています。

＜原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針＞
当社は、「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」をコーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて定めています。
≪コーポレートガバナンス・ガイドライン≫
http://www.heiwa-net.co.jp/csr/governance/pdf/01.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱地所株式会社	4,274,100	10.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,729,100	6.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,877,100	4.69
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	768,600	1.92
JP MORGAN CHASE BANK 380180	649,500	1.62
BNPパリバ証券株式会社	645,988	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	645,580	1.61
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	645,100	1.61
大成建設株式会社	532,600	1.33
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	529,599	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藍澤基彌	他の会社の出身者											
齊田國太郎	弁護士											
高木茂	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藍澤基彌	○	――	藍澤氏には、経営者として培われた深い知識、経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
齊田國太郎	○	――	齊田氏には、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、法曹界で培われた専門的な知識、経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそ

			れはないと判断し、独立役員として選任しております。 なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に係る独立委員会委員に就任しております。
高木茂	○	高木氏は、当社発行済株式の総数の10.67%を保有する三菱地所株式会社の相談役を務めており、主要株主の過去の業務執行者に該当しますが、当社が定める独立役員の独立性判断基準の過去の年数基準に該当せず、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。	当社は、高木氏が相談役を務める三菱地所株式会社との間で日本橋兜町再開発事業のための資本業務提携契約を締結しており、高木氏には、当社の最優先課題であるこの事業を着実に進展させるために社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

（1）指名委員会（経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名方針と手続）〔3-1(4)〕
当社は、取締役および監査役の人事の客観性や透明性を確保するため、取締役会の下に、過半数を社外取締役とする任意の指名委員会を設置しています。
取締役および監査役候補の指名においては、それぞれの職務を適切に遂行することが可能な能力・見識を有し、人格に優れた人物を選定します。
指名委員会は、取締役および監査役候補の選任に関する事項について、取締役会からの諮問を受け、当該事項に対する意見を取締役会に答申します。
取締役会は、上記答申を踏まえ、監査役については監査役会の同意を得たうえで、取締役および監査役候補の選任に係る株主総会の議案の内容を決定します。

（2）報酬委員会（経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続）〔3-1(3)〕
当社は、取締役の報酬の客観性や透明性を確保するため、取締役会の下に、過半数を社外取締役とする任意の報酬委員会を設置しています。
取締役の報酬は定額の基本報酬と業績連動の賞与からなり、企業業績および中長期的な企業価値の向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系としています。
報酬委員会は、取締役の報酬等に係る基本方針、報酬等の総額、個人別の報酬等の内容を決定するとともに、取締役会が株主総会に提出する取締役の基本報酬および賞与に関する事項について、取締役会からの諮問を受け、当該事項に対する意見を取締役会に答申します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、会計監査人から四半期ごとに監査結果報告を受けるほか、随時、意見交換を行います。また、会計監査人の支店や子会社の会計監査への立ち会いを行うこともあります。
常勤監査役は、内部監査部門から監査計画や監査結果についての報告を受けるほか、定期的な情報交換会を開催しております。
内部監査部門は、経営者による内部統制報告書作成に関して、会計監査人と随時情報交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小島茂夫	他の会社の出身者							△						
佐々木靖忠	他の会社の出身者													
椿愼美	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島茂夫	○	小島氏は、株式会社大阪取引所（旧株式会社大阪証券取引所）の出身者であります。 同社が株式会社東京証券取引所と経営統合し、株式会社日本取引所グループが発足したことにより、当社の主要な取引先の過去の業務執行者に該当しますが、当社が定める独立役員の独立性判断基準の過去の年数基準に該当せず、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。	小島氏には、経営者としての経験から、常勤監査役として取締役の職務執行の監査および監査体制の充実を図っていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
佐々木靖忠	○	――	佐々木氏には、日本銀行において培われた深い知識、経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。 なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に係る独立委員会委員に就任しております。
椿愼美	○	――	椿氏には、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。 なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛

			策)」に係る独立委員会委員に就任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

≪独立役員の独立性判断基準≫
当社は、社外取締役および社外監査役(以下「社外役員」という。)について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の2. に掲げる基準に該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

1. 社外役員の選任方針
社外役員の選任に当たっては、当人との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他利害関係がないことが望ましいと考えています。ただし、当社の業容をよく理解し、当社の事業展開上、有益な役割が期待し得ることも重視しています。

2. 社外役員の独立性基準
(1)当社の主要な取引先の業務執行者 ※注1、注2
(2)当社を主要な取引先とする者の業務執行者 ※注3
(3)当社の主要な借入先の業務執行者 ※注4
(4)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等 ※注5
(5)当社から多額の寄付を受けている者の業務執行者 ※注6
(6)当社の主要株主の業務執行者 ※注7
(7)上記(1)～(6)に該当する者の近親者 ※注8
(8)上記(1)～(7)に過去3年間において該当していた者

(注)1.「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役および執行役員をいう。
2.「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
3.「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社から受けている者をいう。
4.「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2%を超える額の融資を当社に行っている者をいう。
5.「多額の金銭その他の財産」とは、年間 1,000 万円を超える額の支払いをいう。
6.「多額の寄付」とは、年間 1,000 万円を超える額の寄付をいう。
7.「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の10%以上の株式を有している株主をいう。
8.「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は定額の基本報酬と業績連動の賞与からなり、企業業績および中長期的な企業価値の向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系としています。〔3-1(3)〕

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年3月期の役員報酬は、取締役が161百万円(うち社外取締役21百万円)、監査役が54百万円(うち社外監査役34百万円)であります。
なお、当社は、2008年6月26日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会後、引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は定額の基本報酬と業績連動の賞与からなり、株主総会の決議により報酬限度額を決定しております。
当社では社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設け、取締役の報酬等に係る基本方針、報酬等の総額、個人別の報酬等の内容を決定します。
なお、社外取締役には賞与を支給いたしません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役に対しては取締役会事務局が、社外監査役に対しては監査役室が、連絡・調整を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1)取締役会
取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成しています。
取締役会の主要な役割は、経営理念等を確立し、戦略的な方向付けを行うことであり、取締役会は経営計画や経営戦略の策定や見直しについて建設的な議論を行い、その方向性に基づき、重要な業務執行の決定を行い、その監督を行っています。〔4-1-1〕
取締役会は、法令に規定する事項および取締役会規則に規定する事項(中長期経営計画の策定、重要な財産の処分等)を決議し、その他の業務執行については業務執行取締役および執行役員に委任しています。〔4-1-1〕
取締役会は、定款に定める員数である 10 名以内とし、そのうち2名以上の独立社外取締役を選任しています。〔4-11-1〕
取締役の選任に当たっては、性別を問わず、豊富な経験や知識などに基づき、当社の経営等に対し適切な意見を述べていただけることを重視しています。〔4-11-1〕

(2)執行役員会
執行役員会は7名(社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員2名、執行役員3名)で構成し、重要な業務を執行するほか、取締役会への付議事項を協議しています。

(3)経営会議
経営会議は、代表取締役および専務執行役員、常務執行役員である取締役で構成し、当社の経営戦略に関する方向性を協議しています。

(4)報酬委員会(経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続)〔3-1(3)〕
当社は、取締役の報酬の客観性や透明性を確保するため、取締役会の下に、過半数を社外取締役とする任意の報酬委員会を設置しています。
取締役の報酬は定額の基本報酬と業績連動の賞与からなり、企業業績および中長期的な企業価値の向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系としています。
報酬委員会は、取締役の報酬等に係る基本方針、報酬等の総額、個人別の報酬等の内容を決定するとともに、取締役会が株主総会に提出する取締役の基本報酬および賞与に関する事項について、取締役会からの諮問を受け、当該事項に対する意見を取締役会に答申します。

(5)指名委員会(経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名方針と手続))〔3-1(4)〕
当社は、取締役および監査役の人事の客観性や透明性を確保するため、取締役会の下に、過半数を社外取締役とする任意の指名委員会を設置しています。
取締役および監査役候補の指名においては、それぞれの職務を適切に遂行することが可能な能力・見識を有し、人格に優れた人物を選定します。
指名委員会は、取締役および監査役候補の選任に関する事項について、取締役会からの諮問を受け、当該事項に対する意見を取締役会に答申します。
取締役会は、上記答申を踏まえ、監査役については監査役会の同意を得たうえで、取締役および監査役候補の選任に係る株主総会の議案の内容を決定します。

(6)監査役会
監査役会は、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を認識し、独立した客観的な立場において適切な判断を行っています。〔4-4〕
監査役会は、取締役会における協議を通じて社外取締役との連携を確保しています。さらに、必要に応じて、社外取締役と監査役の連携を確保しています。〔4-4-1〕
監査役会は、会計監査人の評価に係る判断基準を策定し、独立性・専門性等を有することについて検証、確認することにより、会計監査人を適切に選定しています。〔3-2-1〕
監査役会は、質の高い会計監査人の監査を確保するため、会計監査人の監査計画における監査時間が適切なものとなるよう監査しています。〔3-2-2(1)〕

(7)内部統制等〔4-3〕
取締役会は、経営陣幹部によるリスクテイクを支える環境整備のため、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス、リスク管理等のための体制構築と運用状況を監督しています。
当社は、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とし、執行役員および部長により構成する「リスク管理委員会」を設置し、当社グループに係るリスク全般の把握およびリスク顕在時の対応を適切に行うことに努めています。

(8)内部通報制度
当社は、違法または不適切な行為等の情報を伝えることができるよう、内部通報規程に基づく、内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を制定するとともに、内部統制システム構築に関する基本方針においても内部通報制度に係る規定を設け、取締役会で決議しています。〔2-5〕
当社は、内部通報制度を含む内部統制システムの整備状況を取締役会に報告し、取締役会による監督を実施しています。〔2-5〕
当社の内部通報制度は、経営陣から独立した顧問弁護士もしくは内部監査部門を窓口とする体制を構築しています。〔2-5-1〕
当社は、内部通報規程に、情報提供者の不利益を防止する規定を設け、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する体制を整備しています。〔2-5-1〕

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、取締役会における経営の監督と、監査役会による適法性などの監査の二重のチェック機能を有する監査役設置会社を選択しています。加えて、執行役員制度を採用し、経営責任の明確化と意思決定の迅速化に努めています。〔4-10〕
当社の取締役会には社外取締役を選任し、経営の独立性を確保しています。取締役会の下に、過半数を社外取締役とする報酬委員会および

指名委員会を設け、報酬・指名に係る客観性・透明性を確保し、統治機能の更なる充実を図っています。〔4-10〕

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案について十分な検討時間を確保することができるよう、株主総会の招集通知を株主総会日の 3 週間前までに発送するとともに、ホームページ等において発送日の前に開示することに努めています。〔1-2-2〕
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連日程の設定を行い、株主総会開催日については、より多くの株主が出席できるよう、いわゆる集中日の前日までに開催するようにしています。〔1-2-3〕
電磁的方法による議決権の行使	当社は、書面投票に加え、議決権行使の促進を図るため、インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や英訳版招集通知の開示など、株主総会に出席しない株主を含むすべての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努めています。〔1-2-4〕
招集通知（要約）の英文での提供	当社は、上記のとおり、英訳版招集通知を開示しています。〔1-2-4〕

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」をコーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて定めています。 ≪コーポレートガバナンス・ガイドライン≫ http://www.heiwa-net.co.jp/csr/governance/pdf/01.pdf	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRイベント等に定期的に参加し説明を行っています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、5月に決算説明会を、11月に第2四半期決算説明会を開催し、代表取締役社長および担当取締役が説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報・決算情報以外の適時開示資料・有価証券報告書（四半期報告書）・決算説明会資料・FACTBOOK・事業報告書	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署…企画総務部　IR事務連絡責任者…IR担当責任者	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、高い倫理観を持って社会から信頼され続ける企業を目指し、「企業行動憲章」を定め、当社グループの企業行動の基本方針としています。〔2-2〕 当社は、当社グループの役職員が「企業行動憲章」および社会規範に反することなく誠実かつ公正に行動するに当たり、遵守すべき事項をまとめた「平和不動産グループ行動規範」を取締役会で決議し、この遵守に努めています。〔2-2〕
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、経営理念のもと、社会・環境問題をはじめとする持続可能性を巡る課題について、建物の建替えや改修、街づくりの取組みを通じて、適切に対応しています。〔2-3〕 当社は、ビルの新築にあたり環境への配慮に積極的に取り組んでおり、築年数の経過したビルについても、設備の更新等により、省エネ性能の向上に取り組んでおります。
その他	当社は、女性の活躍促進を含む多様性の確保の観点から、女性が働きやすい環境に資する時短勤務、育児休暇、職種転換等の制度を制定するなど、多様性の促進に努めています。〔2-4〕 女性役員については、社外監査役1名を選任しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図っております。

(1)当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
ア. 当社は、独立役員である社外取締役および社外監査役を選任し、取締役会の経営・監督機能、監査役の監督機能の強化を図る。
イ. 当社は、「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」および「コンプライアンス規程」を定め、取締役、執行役員および職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
ウ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上の問題が発生した場合の通報手段としてコンプライアンス・ホットラインを設け、その早期発見と適切な対応を行う。
エ. 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定記録やりん議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書保存・廃棄取扱基準」等に基づき、適切に保存・管理する。
取締役および監査役は、常時これらを閲覧することができる。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、「リスク管理規程」を定めるとともに、当該規程において「リスク管理委員会」を設置し、対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。
イ.「リスク管理委員会」は、所管する事項について、必要に応じて取締役会および監査役会へ報告する。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア. 当社は、執行役員制度を導入し、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。
イ. 当社は、担当役員制ならびに「取締役会規則」「執行役員会規則」「事務分掌規程」等社内諸規則に定められた職務権限および意思決定方法により、取締役の職務執行が効率的に遂行されるように努める。
ウ. 年度事業計画等の策定により、全社的な目標を設定し、職務執行を効率的に推進する。

(5)当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア. 当社は、当社およびその子会社(併せて「当社グループ」と総称する。)を対象とする「関係会社管理規程」を定め、管理の所在等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努める。
イ. 当社は、当社グループに係る戦略の立案、子会社に係る指導およびモニタリングその他の経営管理、財務運営および連結決算に係る管理、財務報告に係る内部統制の整備および運用ならびに有効性評価に係る管理、業務運営に係る管理等を統括する。
ウ. 当社は、当社が定める「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」および「コンプライアンス規程」を当社グループに対しても適用し、当社グループの役職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
エ. 当社は、リスク管理の実行を経営に係る重要課題であるとの認識の下、当社が定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおいて対象となるリスクおよび管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。
オ. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に関する重要事項については、原則として事前に報告することを義務付ける。
カ. 当社は、主要な子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は当該子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査する。
キ. 当社は、グループ連結経営に関する事項について報告または協議を行うことを目的として、関係会社経営会議や関係会社事務連絡会を設け、事業の方針および経営情報等を共有化するとともに、子会社に関する重要事項については、取締役会に報告する。
ク. 当社は、財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の整備および運用の基本方針」を定め、その実現に向けて「財務報告に係る内部統制連絡会」を設置し、当社グループを横断する協力体制を整えるよう努める。

(6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
ア. 当社は、監査役室を設置し、監査役が行う監査に関する事項および当該職務を補助する使用人を配置する。
イ. 当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
ウ. 当該使用人の任命および異動は監査役の同意を必要とし、また、その評定については監査役の意見を十分に尊重する。

(7)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(8)当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 監査役は、取締役会や執行役員会等の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録やりん議書等の写しを受領し、それに対する報告等を求める。また、監査役は、定期的に代表取締役、内部監査部門および会計監査人と協議の場を持つ。
イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告を行う。
ウ. 当社は、関係会社経営会議または関係会社事務連絡会において報告された子会社に関する内容、子会社に対する内部監査の結果およびコンプライアンス・ホットラインによる通報内容の重要事項を、監査役に報告する。
エ. 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、毅然とした態度で対応いたします。
(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、「企業行動憲章」、「平和不動産グループ行動規範」、「内部統制システム構築の基本方針」および「反社会的勢力排除規程」等の社内規程を定め、反社会的勢力には毅然とした態度で対応する方針を明確にするとともに、これを取締役、執行役員および職員に周知徹底しております。

社内体制としては、企画総務部を対応統括部署とし、反社会的勢力による不当要求等の事案が発生したときは、弁護士や所轄警察署等関係機関とも連携し、対応いたします。

また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への加盟を通じて反社会的勢力排除活動に参加するとともに情報の収集に努め、必要に応じて、その内容を各部署に展開しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2013年６月26日開催の第93回定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現行プラン」といいます。）についてご承認をいただき導入しております。
当社では、企業価値ひいては株主共同の利益確保の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化等を踏まえ、現行プランを一部修正した上で、2015年６月25日開催の第95回定時株主総会でこれを継続することについて承認を得ており、その概要は次のとおりであります（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。
なお、本プランの詳細は、2015年５月18日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表しており、その全文は当社ホームページをご覧ください。
（http://www.heiwa-net.co.jp/csr/governance/pdf/04.pdf）

（1）基本方針
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して向上していく者でなければならないと考えます。
また、当社は、当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、当社の支配権の移転を伴うような株式の大量の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。
しかし、株式の大量の買付行為の中には、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を明白に侵害するもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等を検討し、または取締役会が代替案を提案するための時間や情報を十分に提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものもあります。
当社は、1942年から証券・金融の街でビル賃貸事業を展開してまいりました。この結果、当社は、地元企業を始め自治体など地域社会との信頼関係を構築、地域社会発展への協力を期待され、これに応えてまいりました。また、その過程では、ビル賃貸を通じてテナントと、ビル運営を通じてビル管理会社などの取引先企業との信頼関係を構築し、さらにビル賃貸事業のノウハウを蓄積してまいりました。当社がこの姿勢を変えることなく継続することで今後の成長が導かれるのであります。
現在進めております日本橋兜町再開発は、まさにこうした取り組みを指向する事業であります。東京に国際金融センターを設けるとの行政の構想に沿い、我が国の金融マーケットの中枢的機能を果たす東京証券取引所の所在する日本橋兜町を再開発し、再活性化に向けた街づくりをすること、これを揺るぎなく実行することで利益を伸ばし、開発力と提案力を備えた次世代の平和不動産を創り上げます。さらにその実現は、社会にも貢献いたします。
株式の大量買付を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を中長期的に継続して向上させられないのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されます。
したがいまして、当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

（2）基本方針の実現に資する取り組みの概要
ア．当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益確保への取り組み
(1) 経営理念および企業価値の源泉
当社は、東京、大阪、名古屋などの証券取引所ビルのオーナー企業として設立され、その所在する都市を中心にビル賃貸事業を営んでまいりました。その後、住宅開発事業などにも進出、「安心で心地良いオフィスと住まいの空間を提供し、人と街に貢献する。」という経営理念の下、業容の拡大も図ってまいりました。
しかし、当社の中核事業がビル賃貸事業であることに変わりはなく、新たなビルの取得または開発、その後の運営マネジメントにより事業の成長を図っております。開発には時間を要し、開発後のビルの運営、管理はさらに長期にわたる事業ですが、これらの着実な積み重ねが現在の当社の資産を築き上げてきたのであり、今後もこうした取り組みを継続していくことでさらに当社は成長してまいります。
幸いにも当社には、創立以来、長年にわたり、それぞれの地域で証券取引所ビルオーナーとして事業展開してきたことにより、テナント、取引先、地域社会との信頼関係が厚く、賃貸ビルは高稼働を維持し、また、再開発などのための情報や協力も得ることができました。さらに大阪や名古屋での開発実績が仙台や札幌への進出を可能とし、REIT事業に進出して利益を着実に生み出せておりますのも、こうした信頼とビル賃貸事業の経験やノウハウがあるからこそであります。そしてこれらが当社の企業価値の源泉であります。
(2) 中長期経営計画～企業価値ひいては株主共同の利益に資する取り組み～
当社は、ビル賃貸事業の拡大という課題に対するアクションプランとして、「中長期経営計画 over the“NEXT DECADE”」を2014年４月に策定、これからの10年、街づくりに貢献する会社という次のステージを目指すこととしました。
この中では、これまでの大阪証券取引所ビルや名古屋証券取引所ビルの建替事業等を通じて、街の再活性化に一定の役割を果たしてきた経験を活かし、東京証券取引所ビルのある日本橋兜町再開発を行うとしています。
日本橋兜町は、日本を代表する「証券の街」として発展してきましたが、情報通信の発達等社会環境の変化に伴い、株券売買立会場の閉鎖や証券会社の移転が進み、来街者が減少してきました。
しかし、この地区は、交通の便に優れ、東京駅や羽田・成田両国際空港へのアクセスも良好で、街としてのポテンシャルは非常に高く、再開発により収益力の高いオフィス賃貸事業の展開が可能であると考えております。
この再開発は長期にわたる事業ですが、これにチャレンジし、収益を伸ばすことにより当社の企業価値を高められます。
また、当社は、日本橋兜町再開発を起点として、街づくりに貢献する会社に成長し、中長期的な成長の基盤の確立を目指します。そしてその達成のため、次の４点に注力いたします。
a.日本橋兜町再活性化プロジェクト
単なる建て替えではなく、街としての魅力、賑わいを高めなければ付加価値は生まれないものと考えております。創業以来日本橋兜町に軸足を置いてきた当社は、「日本橋兜町街づくりビジョン」を策定し、兜町らしい街づくりの提案と活動を地域の方たちとともに行います。その上で5年後を目途に第１期プロジェクトの竣工を目指します。
b.ビル賃貸事業のブラッシュアップ
賃貸事業資産の収益力を高めるため、収益性の低いビルを売却する一方、収益性の高いビルを取得または新築し、保有賃貸事業用資産の入替えを行います。また、新たな賃貸事業資産の厳選取得を推進し、再開発推進の足腰となるビル賃貸事業の収益基盤をより強固なものとします。
c.リートのアセットマネジメント事業等、フィービジネスの拡大
平和不動産リート投資法人のスポンサーとして、平和不動産アセットマネジメントの受託資産の拡大と質の向上をサポートするなど、フィービジ

ネスによる収益の拡大を図ります。
d.体制の強化と財務規律の維持
中長期経営計画を着実に推進するため、機動的に組織体制を整えてまいります。具体的には、日本橋兜町再活性化プロジェクトにおいては専任部署を新設いたしました。また、中長期にわたる再開発事業を進めるには財務体質が健全であることが必要であり、D/Eレシオを重視して、財務規律を維持してまいります。

イ. コーポレート・ガバナンス体制の整備のための取り組み
当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置づけ、株主を始めとするステークホルダーの皆様の信頼に応えるとともに、公正で効率的な企業経営を行うため、グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。
具体的には、当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。
また、取締役は7名でうち3名が社外取締役、監査役は4名でうち3名が社外監査役であり、その社外取締役および社外監査役のうちそれぞれ2名を証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
さらに当社は監査役会設置会社ではありますが、社外取締役が過半数を占める報酬委員会を独自に設け、役員報酬等の決定プロセスの客観性、適正性を高めております。
なお、今後も引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の整備に鋭意取り組んでまいります。

当社は、以上のように、企業価値の源泉から生まれる強みを生かしながら諸施策を実行し、中長期経営計画を実現し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上を図ってまいります。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要
ア. 本プランの目的
本プランは、上記の基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを目的としております。
当社取締役会は、a.当社株主の皆様が買収の是非を適切に判断するための時間・情報を確保すること、b.当社株主の皆様のために大量買付者と交渉を行う機会を確保すること、c.当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付けを抑止すること、以上を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。そこで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、本定時株主総会で当社株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。
本プランの継続にあたりましては、関係諸法令、裁判例、金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等ならびに経済産業省および法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(以下「買収防衛策に関する指針」といいます。)および企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(以下「買収防衛策の在り方」といいます。)の内容に配慮しております。

イ. 本プランの概要
本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする大量買付者に対し、上記の目的を実現するために定めた買付プロセスに従うことを求めております。
当社は、a.大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、またはb.大量買付者が行う買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると判断した場合には、対抗措置を発動することがあります。
なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成される委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重いたします。
また、当社取締役会は、独立委員会の勧告により対抗措置の発動の可否につき株主意思確認総会を招集することがあります。
上記の本プランにおける対抗措置は、新株予約権の無償割当としております。

(4)上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由
ア. 基本方針の実現に資する取り組みについて
上記の各取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。
したがって、これらの各取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

イ. 本プランの合理性
(1)本プランが基本方針に沿うものであること
本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる場合に、大量買付者に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを当社の株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社の株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
(2)当該取り組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないこと
当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。
a.「買収防衛策に関する指針」および「買収防衛策の在り方」に沿っていること
本プランは、「買収防衛策に関する指針」に定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しており、かつ、「買収防衛策の在り方」の内容に配慮しております。
b.株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)
本プランは、株主総会において、当社の株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。
加えて対抗措置の発動につき株主意思確認総会を開催し株主の皆様のご意思を確認する場合もあります。
また、本プランは有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランは廃止されることになります。
その意味で、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。
c.合理的かつ客観的な発動事由の設定
本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、我が国における裁判例の分析や上記「買収防衛策に関する指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を分析した上で設定されたものであります。
d.独立委員会の設置
当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断または過剰な対抗措置の発動を防止するため、独立委員会を別途設置しております。
独立委員会は、かかる独立委員会設置の目的に鑑み、当社取締役会から独立した者で構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ることができるものとしております。

独立委員会は、「独立委員会規則」に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動もしくは不発動、あるいは発動の変更または中止を最終的に決定します。

e.デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、大量買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（1）内部統制システム〔4-3〕

取締役会は、経営陣幹部によるリスクテイクを支える環境整備のため、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス、リスク管理等のための体制構築と運用状況を監督しています。

（2）コンプライアンス

当社は、当社グループにおけるコンプライアンス体制整備のため、内部統制システム構築の基本方針、関係会社管理規程、コンプライアンス規程および内部通報規程を制定し、コンプライアンスの向上に努めています。

コンプライアンスに関する担当部は、企画総務部としています。

（3）リスク管理委員会〔4-3〕

当社は、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とし、執行役員および部長により構成する「リスク管理委員会」を設置し、当社グループに係るリスク全般の把握およびリスク顕在時の対応を適切に行うことに努めています。

リスク管理統括部は企画総務部とし、当社グループ全体におけるリスク管理の実務を統括するとともに、これをリスク管理委員会の事務局としています。

（4）事業継続計画（BCP）

当社は、災害など緊急を要するいかなる事態に直面した場合においても、テナント役職員、来館者、自社役職員およびその家族等の生命の安全確保を前提として、当社および協力会社の総力を結集し、許容される一定レベルの商品・サービスの提供を継続することにより、当社の経営理念である『安心で心地良いオフィスと住まいの空間を提供し、人と街に貢献する。』の実現に努めるとともに、企業活動、日常生活の基盤となる拠点を提供し、都市における業務機能、生活機能を支える使命と社会的責任を果たすことを目指します。

（5）適時開示に関する方針

当社では、当社グループの行動の基本方針として「企業行動憲章」を定め、株主の皆様はもとより、広く社会とのコミュニケーションに努め、企業経営全般にわたる情報を適時適切に開示することとしています。その上で、金融商品取引法および有価証券上場規程に基づき「内部情報管理および内部者取引防止規程」を制定し、適時開示の基準と手続、情報管理体制などを明確にしています。

（6）適時開示までの手続および情報管理責任者等

当社では、部長、室長および支店長ならびに子会社社長が「情報管理担当者」となり、所管部内において発生した適時開示対象となる事実を含めた事実の情報の収集と、その「情報管理責任者」への報告を行います。

「情報管理責任者」は企画総務部担当執行役員が担当し、報告を受けた情報について適時開示の要否、開示する場合はその内容を、検討、決定します。検討に当たっては、関係各部署の限られた者、あるいは弁護士・会計監査人などと適宜協議を行います。

適時開示実務は、企画総務部担当執行役員が管轄する企画総務部において行いますが、開示に先立ち、代表取締役社長に報告されます。なお、各部門において決定した事実や決算情報については、取締役会などの機関において決定した時点で、その内容を公表します。

＜別紙＞

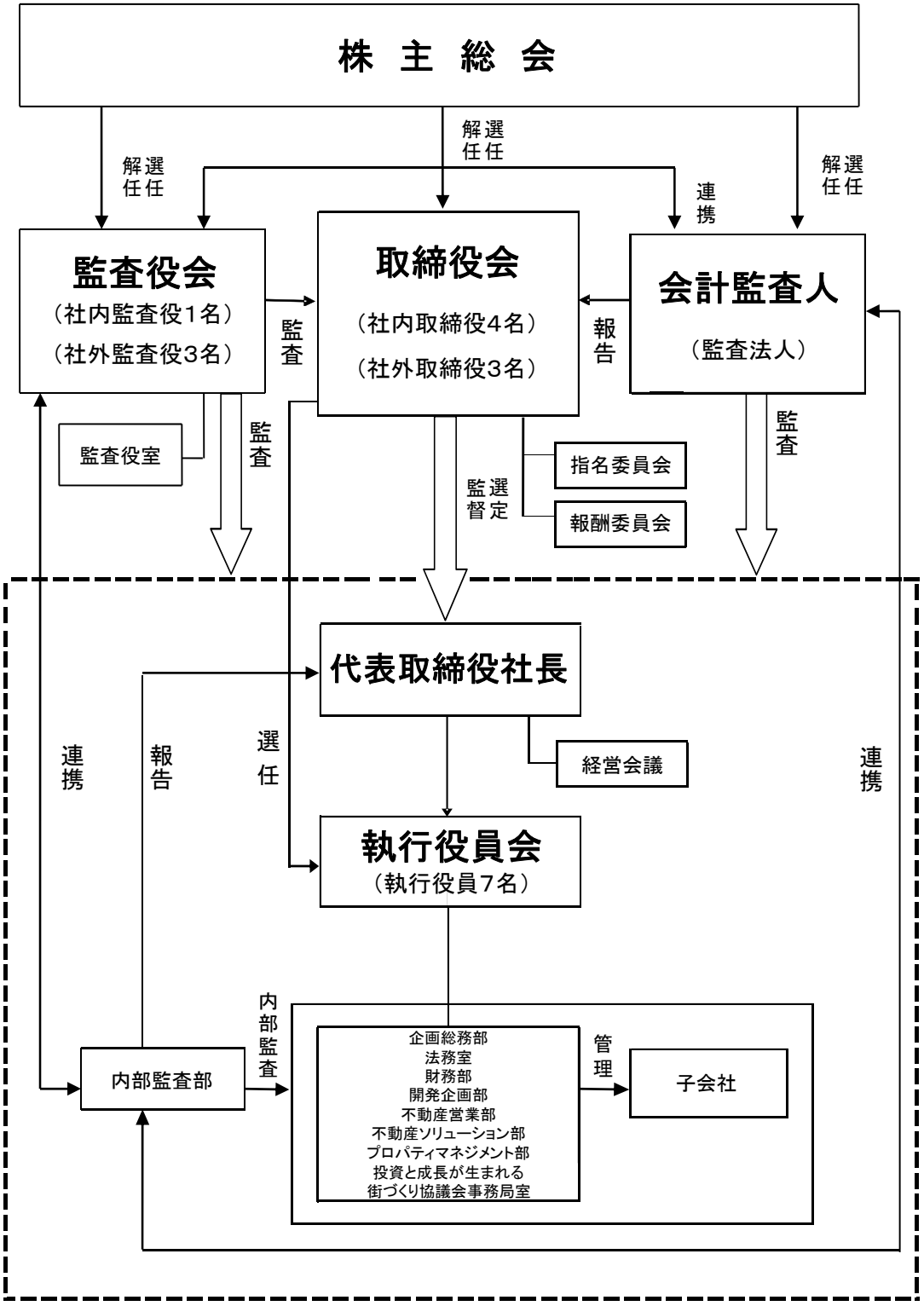
株 主 総 会
解選任任
解選任任
解選任任
連携
監査役会
（社内監査役1名）
（社外監査役3名）
監査
取締役会
（社内取締役4名）
（社外取締役3名）
報告
会計監査人
（監査法人）
監査役室
監査
監選督定
指名委員会
報酬委員会
監査
代表取締役社長
連携
報告
選任
経営会議
連携
執行役員会
（執行役員7名）
内部監査
企画総務部
法務室
財務部
開発企画部
不動産営業部
不動産ソリューション部
プロパティマネジメント部
投資と成長が生まれる
街づくり協議会事務局室
管理
子会社
内部監査部

＜別紙＞

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

